

健保からのお知らせ

QA 健保スタッフがお答えします 第4回



出産育児一時金等の受取代理制度について



私がお答えします

課長 佐藤剛明

Q どのような制度ですか？

A 被保険者、被扶養者の方が出産された場合、健康保険から出産・家族出産育児一時金として35万円が給付されます。出産・家族出産育児一時金は今まで出産後に医師の証明（または市区町村長の証明）を記載した請求書によって、健康保険組合から後日給付されるものでした。**平成18年8月30日より**、被保険者・被扶養者の医療機関での出産費の窓口支払いの負担軽減のため、**医療機関に直接出産費として健康保険組合から35万円を上限に支払うことが可能（35万円を超える費用はその差額を被保険者が医療機関にお支払することとなっています。）**になりました。

※①医療機関での出産費が35万円未満の場合その差額は被保険者等に給付されます。
 ※②従来通りの請求・支払い方法も継続して行っています。

Q いつから手続きできるのですか？

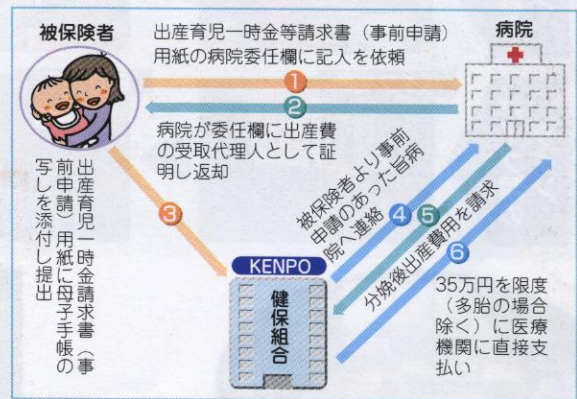
A **出産予定日の1ヵ月前から**事前申請の受付ができます。（対象者は、被保険者であって、出産育児一時金を受ける見込みがあらかじめ出産予定日まで1ヵ月以内の方、または出産予定日まで1ヵ月以内の被扶養者を有する方です。）

Q どのように手続きをしたらよいのですか？

A 「健康保険被保険者・家族出産育児一時金請求書（事前申請用）」（組合のホームページからも取得できます。）に必要事項をご記入いただき、母子手帳の写し（お名前・出産予定日の分かるページの写し）を添付いただき、健康保険組合に提出していただきます。（右図参照）

Q 事前申請を提出後何か手続きはありますか？

A 事前申請が健康保険組合に到着しました後は、病院と健康保険組合での手続きになりますので被保険者の方は特に手続き、ご連絡等の必要はありません。

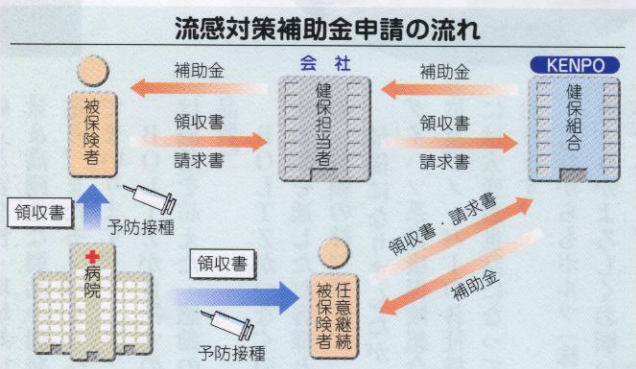


流感対策事業のご案内

インフルエンザは12月から3月に流行します。流行のピークは1月下旬から2月初旬に集中しています。これは、温度が低く乾燥した冬には、空气中に漂っているウイルスが長生きできるからです。また、乾燥した冷たい空気で私たちののどや鼻の粘膜も弱っているからです。

インフルエンザにかからないためには、流行する前に予防接種を受けることが最も効果的です。ただし、予防接種を受けてから効果があらわれるまで、およそ2週間かかりますので早めに受けましょう。

当健保組合では、皆さんの声にお応えし、今年度からインフルエンザ予防接種の補助金が従来よりも**500円アップ**し、**1人年1回2,000円の補助**になりました。（2,000円未満の場合は、支払った費用が上限です。）是非、ご利用ください。



添付書類：原本の領収書

（医療費控除等受ける方は原本証明を発行いたします。）
 詳しくは、組合ホームページ（<http://www.daihoken.jp/>）をご覧くださいか、または健保組合までお問い合わせください。

【事業所の所在地移転について】

●平成20年6月30日付で、加盟事業所の葵機械工業株式会社が本社移転しました。
 移転後の所在地：滋賀県湖南市小砂町1番地7

今後ともよろしく願っています。